

(仮称)旧住友邸庭園の整備について

(仮称)旧住友邸庭園につきましては、21年3月に火災により「旧住友家俣野別邸」の主屋の大部分が焼失し、23年4月に国の文化審議会により重要文化財の指定を解除する旨の答申が出されております。

今後は、引き続き、庭園の整備を継続するとともに、公園のさらなる魅力を高めるために、市民の皆様の積極的な利活用が図られ、歴史的価値も考慮した「旧住友家俣野別邸」を活用した建造物の整備を進めます。

1 (仮称)旧住友邸庭園の概要について

- (1) 公園名称 : (仮称)旧住友邸庭園
- (2) 公園面積 : 約5.8ha
- (3) 公園種別 : 風致公園
- (4) 所在地 : 横浜市戸塚区東俣野町
- (5) 主な施設 : 庭園、建造物、駐車場、トイレなど
- (6) 経過 :
 - ・ 昭和14年(1939) : 住友家が第16代当主の別邸として現在地に「旧住友家俣野別邸」を建設
 - ・ 平成16年(2004) : 土地、建物、石垣、門塀、擁壁が国の重要文化財に指定
 - ・ // 19年(2007) : 横浜市が文化財を生かした公園事業(約5.8ha)として整備工事を開始
 - ・ // 21年(2009) : 3月に火災が発生し、「旧住友家俣野別邸」の主屋の大部分が焼失
 - ・ // 22年(2010) : 中断していた事業を11月に再開し、庭園の整備を行う。
 - ・ // 23年(2011) : 4月に重要文化財指定解除の答申が出される。
(文化審議会にて)

2 今後の「旧住友家俣野別邸」を活用した建造物の整備について

- ・ 緑豊かな広大な敷地の中に四季折々の花木、草花を楽しむ庭園ができる。
- ・ 市民の皆様が休憩や様々な活動等、積極的な利活用できる施設の要望がある。
- ・ 旧住友邸は多くの地元住民から親しまれ、愛されていた。
- ・ 焼失を免れた建具等の部材も保管されている。

などを考慮して利活用も含め学識経験者と地元の皆様などの意見をふまえて進める。

<参考>

■ 火災の概要

- 1 発生日時：平成21年3月15日（日）午前4時37分ごろ
- 2 人的・周辺被害：なし
- 3 火災の状況
 - ・主屋の大部分は焼失
 - ・焼失を免れた施設：附属屋、石垣、門塀、擁壁
 - ・焼失を一部免れた施設：主屋の子供室棟とサービス棟の一部
 - ・焼失を免れた建設部材：瓦、建具、照明器具

■ 旧住友家侯野別邸について(焼失前)

- 1 意匠的、歴史的価値について
 - ・装飾が少ない、機能性、合理性を重視するモダニズムと呼ばれる昭和初期の建築様式の影響下において、柱や梁を外部に露出させ、その間を漆喰で埋めたハーフティンバー・スタイルと呼ばれる建築装飾を基調として、様々な洋風建築様式を取り入れた住宅建築であること、
 - ・当時の郊外邸宅の在り様を物語る屋敷地など歴史的に価値が高く、意匠的にもすぐれていることから、昭和期の住宅建築では初めて国の重要文化財に指定されました。
- 2 建造物の概要
 - 主屋：木造、建築面積：456.23㎡、2階建、一部地下1階、棧瓦葺
 - 附属屋：木造、建築面積：52.39㎡、平屋建、棧瓦葺